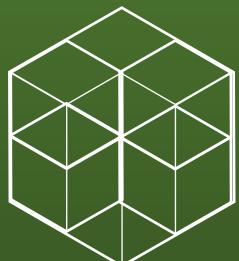
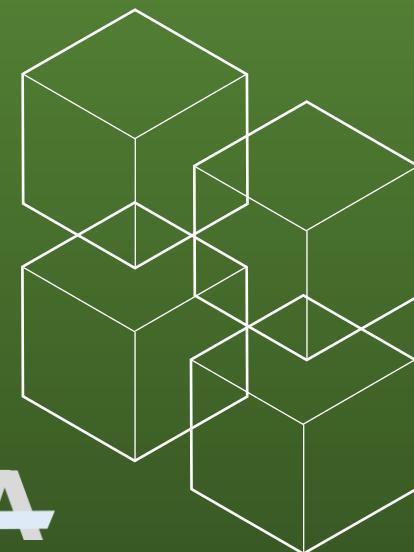


e L T A X操作マニュアル（抜粋版）

給与支払報告書及び源泉徴収票 電子的提出一元化



熊本国税局・地方税共同機構 **LTA**

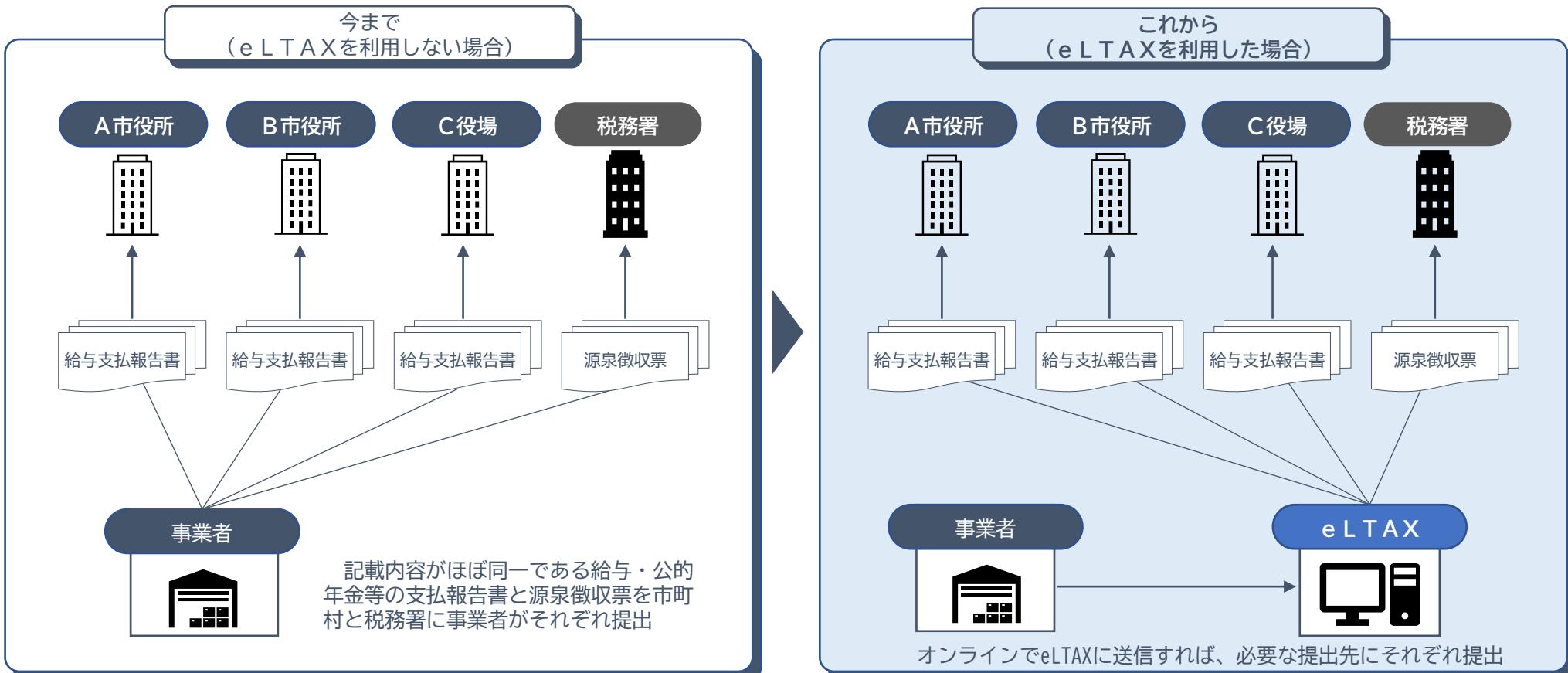


01 概要

給与支払報告書、源泉徴収票提出の一元化

平成29年1月から、市区町村に提出する給与支払報告書、公的年金等支払報告書の申告書等の電子データ（以下「申告データ等」という。）を作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータも同時に作成することが可能になりました。

同時に作成したデータは、eLTAXに一括して送信することで、支払報告書は各市区町村に、源泉徴収票はe-Taxを経由して所轄税務署にそれぞれ提出されます。



01 概要

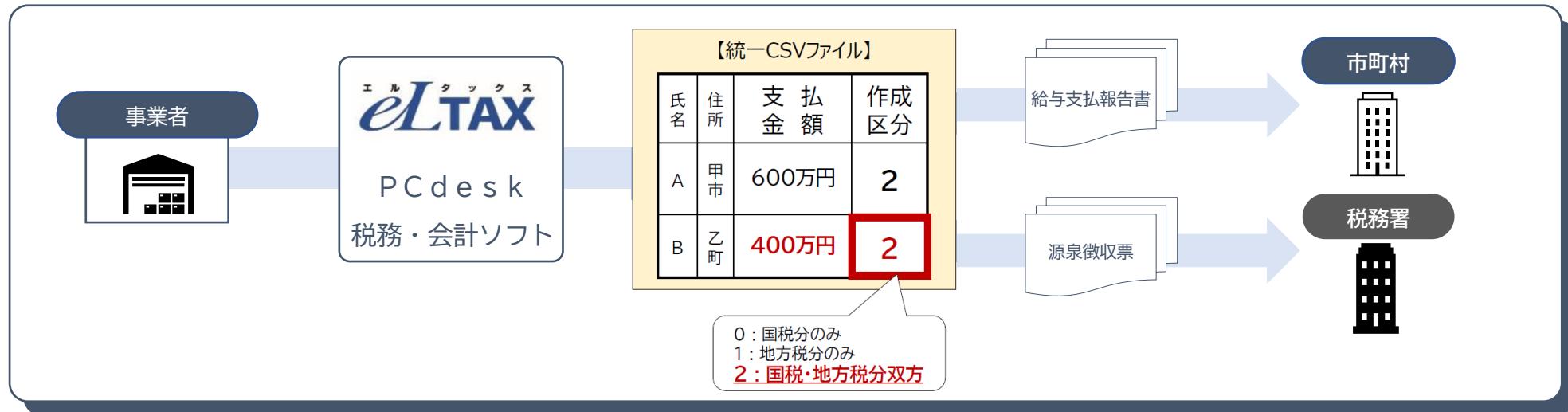
eLTAXのメリット

- 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

コスト削減

負担軽減

なにより便利



令和9年1月以降の変更点

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

02 操作フロー

給与支払い報告書及び源泉徴収票 電子的提出一元化フロー

[操作マニュアルはこちら⇒](#)



eLTAXを利用するためには

- 動作環境
- 電子証明書
- 署名用プラグのインストール
- 電子証明書の取得

マニュアル P4～P10

Step01

利用届出（新規）の流れ

- 利用届出書を作成する
※税理士が番号を取得していれば不要
- 利用者情報の入力
- 利用届出を提出する
- 電子署名の付与（省略）

マニュアル P12～P32

Step02

PCdesk (DL版) の入手とインストール

- インストールの事前確認
- PCdesk (DL版) のインストール
- ポータルセンタとの接続確認及び初期設定

マニュアル P33～P45

Step03

提出先の追加方法

- 提出する地方公共団体を追加
- 申告税目及び区・事務所等を追加（削除）

マニュアル P46～P49

Step04

給与支払報告書及び 源泉徴収票の提出

- e-Tax利用者情報の登録
- 給与支払報告書及び源泉徴収票の作成（直接入力・CSVインポート）
- 電子署名と送信

マニュアル P50～P72

Step05

メッセージボックスの確認

- e-Tax送信結果通知
- 申告受付完了通知

マニュアル P73～P76

Step06

特別徴収税額通知の取扱い

- 特別徴収税額通知の通知先設定
- 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の取得
- 特別徴収税額通知（納税義務者用）の取得

マニュアル P77～P89

Step07

源泉徴収票（受給者交付用）を印刷するために

- 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）印刷ツール機能

マニュアル P90～P92

Step08